

市長公約（条例宣言）進捗状況一覧表【令和6年4月1日現在】

No.	宣 言 条 例 名	内 容	取 組 状 況	評 価	点 数
1	スポーツ振興まちづくり条例 （仮称）	誰もが気軽にレクリエーションやスポーツに親しむことができる環境を整え、プロスポーツや大会など、スポーツをまちづくりに活かすため、スポーツの振興を図る条例制定を目指します。また、スポーツのまち都市宣言を行い、スポーツの日を定めて、市民のスポーツ振興の機運醸成を図ります。	「入間市スポーツ振興まちづくり条例」を令和5年9月26日条例第30号で制定	A 完了	5
2	自転車活用まちづくり条例 （仮称）	自転車が安全に走行できる都市環境を整備し、子どもから高齢者までライフスタイルに合った自転車の安全な利用を促すとともに、シェアサイクルの活用やサイクルスポーツの振興等により自転車を健康的で魅力あるまちづくりに活かすため、条例の制定を目指します。	「入間市自転車活用まちづくり条例」を令和5年9月26日条例第27号で制定	A 完了	5
3	ケアラー支援条例 （仮称）	家族などを無償で介護するケアラーへの支援が求められている中、国による法律制定が遅れており、特に子どもや若者のヤングケアラーに対する支援について、緊急性が増しています。そこで、実態把握を行い相談体制を確立するとともに、学校等とも連携し、支援体制を構築するため、条例制定を目指します。	「入間市ヤングケアラー支援条例」を令和4年6月27日条例第11号で制定	A 完了	5
4	S G D s をまちづくりに活かす条例 （仮称）	誰ひとり取り残さない社会を築くため、S G D s 達成に向けた観点を市政に明確に位置付け、様々な行政計画や活動に反映させることでその理念の浸透を図るとともに、官民によるS G D s の具体的取組を促進し、持続可能なまちづくりに取り組むための条例制定を目指します。	令和4年5月20日付けでS D G s 未来都市の選定を受けたことをもって取組を完了	A 完了	5
5	狭山茶主産地のまちづくり条例 （仮称）	狭山茶の主産地であることを入間市の誇りとして全国に広く周知を図り、六次産業化や輸出など狭山茶産業の可能性をさらに広げて茶業の振興を図るため、狭山茶によるまちづくり条例の制定を目指します。また、狭山茶主産地の日を定めて、子どもの頃から狭山茶に親しむ習慣を醸成します。	「おいしい狭山茶大好き条例」を令和4年9月28日条例第16号で制定	A 完了	5
6	地域ブランド振興条例 （仮称）	入間の地域資源を活かした魅力ある特産品を「入間ブランド特産品」として認定し、広く他の地域に発信して産業の活性化とシティセールスを図るため、地域ブランドのセレクションや認定事業を定めた条例制定を目指します。	ブランド認定制度は、時流や事業者の商品開発状況に応じたフレキシブルな変化が求められるため、「入間ブランド認定要綱」の制定をもって取組を完了（令和6年3月29日制定） ※ 条例ではなく要綱の制定となったため-1点。	A 完了	4 ※
7	子どもの遊び場づくり条例 （仮称）	子どもが外でのびのびと遊ぶことができる環境を整備し、元気で活発な子どもの成長を支えるとともに、子育て世代から選ばれる地域を目指すため、遊具の整備や更新を進めるとともに、外遊びに関する施策を行政と市民等が一体となって推進するための条例制定を目指します。	国の「こども大綱」を勘案した「入間市こども計画」を策定し、当該計画に「子どもの遊び場づくり」を内包するかたちで策定を進める（令和7年4月に計画制定予定）	B 実施中	2
8	犯罪被害者支援条例 （仮称）	事件や事故の被害者やその家族は、大きな悲しみの中で裁判や行政手続、マスコミ対応などに追われ、仕事や生活にも影響を及ぼすなど、二次被害を防ぐための支援が求められています。ワンストップでの相談体制を構築し、被害者を守るための総合的支援を確立するため、条例制定を目指します。	「入間市犯罪被害者等支援条例」を令和4年9月28日条例第15号で制定	A 完了	5
9	迷惑防止条例 （仮称）	悪臭、騒音、ポイ捨て、糞の不始末など公衆に対する迷惑行為に対応するため、勧告や命令などの権限をもった条例の制定を目指します。危険空き家の撤去なども含め、必要な行政代執行は着実に実施するとともに、自治会や地域住民と共に解決に取り組む制度を策定します。	「入間市空家等の適正管理に関する条例」を令和4年3月25日条例第6号で制定 「入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」を令和4年12月28日条例第24号で制定	A 完了	5